

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 令和元年8月20日

評価者: 健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)
指定管理者	名称: 社会福祉法人和楽会 代表者: 理事長 清水 完敏 住所: 高津区千年141-2 電話: 044-766-7660
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線: 32422)

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	担当者会議に重点をおき、利用者・家族の状況に合わせたサービスの提供を行う姿勢がある。また、職員だけでなく利用者・家族にも会議に同席していただき共に検討できるよう努めている。地域との交流にも積極的に取り組み、利用者と地域住民との交流に尽力している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	利用者の自己決定、残存機能の維持向上、家族との関係づくり、主体的生活、生き甲斐へのサポート、地域に根差した施設などを掲げて事業を推進している。 利用者へのサポートは担当者会議をメインにできる限り利用者本人や家族に同席してもらい意向を汲み上げるようにし、職員間で共有している。 地域ケアにおいてもボランティアの受入れや、地域包括事業と居宅介護支援事業が連携して、地域の旗振り役として展開している。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	身体拘束廃止を基本としたケアを実施していることと並行して、事故対応・危険予測等に対応するマニュアルやリスクマネジメント体制も整備されて、迅速な対応を行っている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	今後も高齢者福祉において、地域との関係を深く築いていくために、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所、地域担当としての特養の相談員、これらの連携を更に強化する必要がある。
5	非公募更新のための条件を満たしているか(該当施設のみ)	—

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に56施設整備(平成31年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が48施設、公設民営(指定管理施設)が8施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。 ・要介護高齢者だけでなく、地域の高齢者福祉の担い手として要支援高齢者・介護認定を受けていない高齢者等の介護予防活動や介護サービスの適切な適用などを当事業所の使命として取り組んでいる。 ・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきた。今後も引き続きサービスの質の維持・向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	質の高いサービスを継続して提供するためには職員の安定した確保が必要であり、新しい雇用形態「仮称: 夢サポート枠」(自身の将来の夢を追いながら就業が可能なスキーム)の展開や外国人技能実習生の受入れ、人材育成への取り組みなどを行っており、その点については今後も様々な工夫をして雇用創出につなげることを期待する。 特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。今後も引き続き、要介護の中重度の方の「住まい」として機能していくことが求められている。

		また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、長寿命化も考慮した修繕等の対応が求められる。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内にある指定管理者制度による特別養護老人ホーム8施設の運営形態については、指定管理者制度による運営を今期令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していく。

4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。また、特別養護老人ホームは、入所施設であり、利用者の要介護状態に応じて、生活面での支援を行う施設であり、利用者との信頼関係の維持継続が極めて重要である。

今後も引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。